

2011年4月28日

外務大臣 松本 剛明 殿

東京都文京区本郷7-3-1  
東京大学法学部研究室内  
社団法人 国際法協会日本支部  
会長 柳井俊二

### 事業年度終了に伴う報告書

当協会の2010年度終了に伴い、以下の通りご報告申し上げます。

#### 1. 総会・理事会

##### ①総会

日時：2010年4月17日13時45分—14時15分

場所：東京大学 山上会館

議題：

- (1) 2009年度事業報告および同年度決算案の件
- (2) 2010年度事業計画および同年度予算案の件
- (3) 新法人法への対応の件

議事の経過：

上記議題(1)及び(2)につき、担当主任からの説明があり、いずれも全員一致でこれを決定・了承した。会計の詳細及び同総会議事録は、別紙参照。

上記議題(3)につき、一般社団法人への移行をするという方針につき、全員一致でこれを了承した。

##### ②前期理事会

日時：2010年4月17日12時—13時30分

場所：東京大学 山上会館

議題：

- (1) 新入会員承認の件
- (2) 2009年度事業報告および同年度決算案の件
- (3) 2010年度事業計画および同年度予算案の件
- (4) 新法人法への対応の件

議事の経過：

上記議題(1)につき、次の通り10名の入会が承認された。

氏名	所属・地位	推薦者
新井穰	Kent 大学 Senior Lecturer	小寺彰 中谷和弘
齋藤民徒	金城学院大学准教授	岩沢雄司 中谷和弘
尹仁河	慶應義塾大学専任講師	岩沢雄司 中谷和弘

阿部達也	青山学院大学准教授	岩沢雄司	中谷和弘
西平等	関西大学准教授	岩沢雄司	中谷和弘
山田卓平	神戸学院大学教授	位田隆一	坂元茂樹
郭舜	北海道大学准教授	岩沢雄司	中谷和弘
坂巻静佳	静岡県立大学専任講師	岩沢雄司	中谷和弘
永田高英	立正大学准教授	岩沢雄司	中谷和弘
権南希	関西大学助教	岩沢雄司	中谷和弘

上記議題(2)及び(3)につき担当主任からの説明があり、いずれも全員一致でこれを了承した。会計の詳細及び同理事会議事録については、別紙参照。上記議題(4)につき、一般社団法人への移行の方針につき、全員一致でこれを了承した。

### ③後期理事会

日時：2010年11月11日18時30分—20時40分

場所：東京 学士会館（神田）

議題：

- (1) 新入会員承認の件
- (2) 理事交代の件
- (3) 2011年度予算案の件
- (4) 新法人法への対応の件

議事の経過：

上記議事(1)につき、次の通り3名の入会が承認された。

氏名	所属・地位	推薦者
福島栄一	西村あさひ法律事務所弁護士	道垣内正人 岩澤雄司
望月康恵	関西学院大学教授	岩澤雄司 中谷和弘
曾野裕夫	北海道大学教授	道垣内正人 中谷和弘

上記議事(2)につき、鶴岡公二氏（前外務省国際法局長）の理事退任と長嶺安政氏（外務省国際法局長）の理事就任を2011年4月の総会に諮ることにつき、全員一致でこれを了承した。

上記議題(3)につき、新定款（案）を2011年4月の総会に諮ることにつき、全員一致でこれを了承した。

なお、同理事会議事録は、別紙参照。

## 2. 研究活動

### ① 国内大会

日時：2010年4月17日 11時—18時

場所：東京大学 山上会館

統一テーマ：「主権免除の新たな展開」

11:00-12:00 午前の部 座長：佐藤やよひ・関西大学教授

11:00-11:40 報告「国連国家免除条約の成立」 山田中正・前国連国際法委員会委員

11:40-12:00 質疑応答

14:15-18:00 午後の部 座長：薬師寺公夫・立命館アジア太平洋大学副学長

14:15-16:20 パネル報告

「国連国家免除条約の締結とその意義について」 鶴岡公二・外務省国際法局長

「主権免除をめぐる国際私法上の問題」 中西康・京都大学教授

「主権免除をめぐる手続法的问题」 垣内秀介・東京大学准教授

「中央銀行からみた主権免除法整備の意義」 信森毅博・日本銀行金融機構局企画役

「日本官庁を被告とする米国主権免除法(FSIA)の下における事例研究——米国主権免除法

(FSIA)に関する最近の判例の紹介」 福島栄一・西村あさひ法律事務所パートナー

16:35-18:00 パネル・ディスカッション

② 世界大会（2010年8月、ハーグ）への委員の派遣を行った。

③ 各国内委員会が活動を行った。

### 3. 出版事業

英文国際法年鑑(Japanese Yearbook of International Law)第53巻の出版を行った。

### 4. 決算

2011年4月16日の総会において全員一致で承認された。

詳細については、別紙参照。